



うんどう教室(4月~6月)

楽しく、ゆっくりと運動を継続できるよう、丁寧にサポートします。

●**乞田・貝取ふれあい広場公園うんどう教室**

日 4月6日、5月11日、6月1日、各木曜日午前10時~11時 場 乞田・貝取ふれあい広場公園うんどう遊園 備考 雨天時は乞田・貝取ふれあい館周辺で実施

●**豊ヶ丘南公園うんどう教室**

日 4月13日、5月11日、6月8日、各木曜日午前10時30分~11時30分 場 豊ヶ丘南公園うんどう遊園 備考 雨天中止

【共通事項】

持ち物 飲み物、帽子、汗拭きタオル、手袋 備考 動きやすい服装と靴で 申 当日直接会場へ 問 高齢支援課 ☎(338)6924



多摩市志創業塾~夢の実現を応援します!~(全6回)

創業や会計の知識が身につくことはもちろん、これまでの人生を振り

返って自分の棚卸しを行い、強み弱みを客観的に分析することで事業を具体化し、あなたの創業を成功に導きます。

日 5月9日(火)・17日(水)・24日(水)・31日(水)、6月6日(火)・14日(水)、各午後6時30分~9時 場 永山公民館学習室など 対 全回参加できる、真剣に創業を考えている方・創業して間もない方 定 8人(応募者多数の場合は選考) 費 6,400円(全回分) 内 創業に向けての心構え、事業の具体化と自分の強み弱みを知る、創業マップを作る、決算書の読み方・利益計画の立て方、創業のための基礎知識、事業計画発表・資金計画相談 講師 金成祐行氏(税理士法人かなり&パートナーズ代表税理士) 協力 多摩信用金庫 備考 志創業塾は、産業競争力強化法に基づく認定を受けた特定創業支援事業 申 問 4月27日(木)までに、経済観光課 ☎(338)6867へ

第164回 1~3級日商簿記検定

日 6月11日(日) 費 1級=7,850円、2級=4,720円、3級=2,850円 主催 日本商工会議所、多摩商工会議所 申 問 4月24日(月)~5月15日(月)に、インターネット手続き・書店申し込みまたは直接持参で、多摩商工会議所(関戸1-1-5) ☎(375)1211、http://www.tamacci.or.jp/kentei/へ

東京都シルバーパスをご利用ください

(4月~9月に新規で購入する方)

都内民営バス・都営交通(日暮里・舎人ライナーを含む)などが利用できます。

有効期間 4月1日~9月30日 対 都内に住民登録している70歳以上の方(寝たきりの方を除く) 費

必要書類 表1の通り 備考 満70歳

になる月の初日から購入可。詳細は、要問い合わせ 申 直接持参で、必要書類を、表2の発行窓口へ 問 東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03(5308)6950(土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)

表1

対象	費用	必要書類
令和5年度住民税が「非課税」の方	1,000円	本人確認書類(※1)と、次の(1)~(3)のいずれか1点 (1)令和5年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄に「1」~「6」のいずれかの記載があるもの。「7」段階の方でも、税法上の合計所得金額が135万円以下の場合あり。その場合は「令和5年度住民税課税証明書」を要持参) (2)令和5年度住民税課税・非課税証明書(非課税証明書または課税証明書で令和4年の合計所得金額が135万円以下のもの) (3)生活保護受給証明書(生活扶助)(令和5年4月以降発行)
令和5年度住民税は「課税」だが、令和4年の税法上の合計所得金額(※2)が135万円以下の方		
上記以外の方	10,255円	本人確認書類(※1)

※1 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど  
※2 不動産譲渡所得に係る特別控除額(令和4年分)がある場合は控除あり(必要書類が異なる場合あり)

表2

発行窓口・問い合わせ先	場所	取扱時間
京王バス 多摩営業所 ☎(357)0031	南野1-1-1	10:00~16:00
京王電鉄バス 桜ヶ丘案内所 ☎(375)1515	関戸1-10-10(聖蹟桜ヶ丘駅西口)	10:30~19:00

令和5年度の後期高齢者医療保険料について

保険料は、被保険者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、被保険者一人ひとりにかかり、納めていただいています。保険料率は都内均一です。詳細は、7月中旬に届く保険料決定通知書に同封の案内をご覧ください。

●保険料の決め方

保険料額(年額) 100円未満切捨て (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者一人当たり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 (*1)×9.49%
------------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------------

\*1 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した額(雑損失の繰り越し控除額は控除なし)

●保険料の軽減

(1)均等割額の軽減(令和5年度に改定)

総所得金額等の合計が次に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(53.5万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定。

ただし、この15万円は所得割額の計算では適用なし

※世帯主の所得も軽減判定の対象

※軽減判定は当該年度4月1日時点の世帯状況で判定

(2)所得割額の軽減

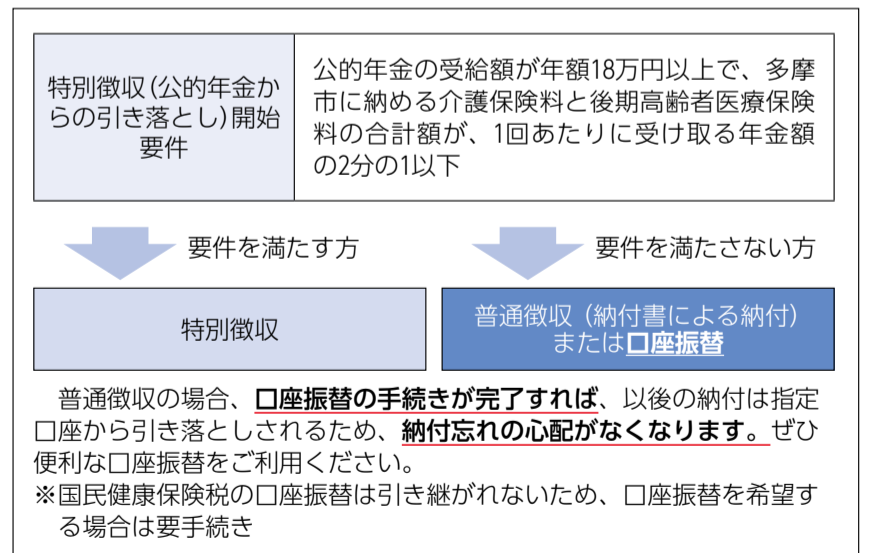
賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

(3)被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間掛かりません。(1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

●保険料の納め方

後期高齢者医療制度に加入されてから、年金からの引き落としが開始されるまで、半年~1年程度かかります。なお、自動的に年金引き落としに切り替わる方は、下表の要件を満たす方です。



問 個別の相談・個人情報について=市役所保険年金課 ☎(338)6807、制度について=広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519 [IP電話の方は ☎03(3222)4496]、☎0570(086)075

